

福岡市公報

平成26年 4 月 3 日 第6100号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○生活保護法による指定介護機関の廃止 (第128号)	告 示	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定 (第129号)		2
○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地の変更 (第130号)		6
○福岡都市計画都市高速鉄道の変更 (第131号)		7
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (第126号)		7
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (第127号)		8
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (第128号)		9
○大規模小売店舗の新設の届出 (第129号)		11
○特定計量器定期検査の実施 (第130号)		12
○福岡都市計画自動車ターミナルの変更案 (第131号)		14
○地区計画等の原案の縦覧 (第132号)		14
市 水 交		
○競争入札参加者の資格等 (公告第 2 号)		15
西 区		
○住民票の消除 (告示第 2 号)		17

告 示

福岡市告示第128号

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例による場合を含む。以下同じ。）による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の 2 第 2 号の規定により次のように告示する。

平成26年 4 月 3 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	廃止年月日
福岡市南区弥永四丁目14番7号 有限会社 花訪問看護・介護ステーション	福岡市南区弥永四丁目14番7号 訪問看護ステーション花	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成19年 11月21日
福岡市中央区薬院二丁目4番15-603号 井上 隆人	福岡市中央区薬院二丁目4番15-603号 はるかなクリニック	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成25年 11月30日
福岡市博多区博多駅南三丁目4番37号 谷 秀雄	福岡市博多区博多駅南三丁目4番37号 谷小児科医院	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月28日
福岡市城南区茶山五丁目2番6号 医療法人 進藤整形外科クリニック	福岡市城南区茶山五丁目18番26号 進藤整形外科ケアプランセンター	居宅介護支援事業者	平成26年 2月28日
福岡市城南区茶山五丁目2番6号 医療法人 進藤整形外科クリニック	福岡市城南区茶山五丁目18番26号 進藤メディカルヘルバーステーション	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月28日

福岡市告示第129号

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例による場合を含む。）第54条の2第1項の規定に基づき介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	指定年月日
----------------	-------------	-----------	-------

福岡市中央区薬院二丁目 4 番15-603号 医療法人 海と空	福岡市中央区薬院二丁目 4 番15-603号 はるかなれいクリニック	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成25年 12月 1 日
福岡市中央区赤坂一丁目11番13号 株式会社 裕生堂	福岡市博多区千代四丁目24番25号 裕生堂薬局 千代町店	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 1月 1 日
岡山県倉敷市平田923番地 1 株式会社 メッセージ	福岡市西区石丸三丁目38番 7 号 メッセージケアサービス姪浜	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 1月 1 日
福岡市東区和白丘三丁目22番 1 号 医療法人 千秋会	福岡市東区和白丘三丁目22番 1 号 秋山とおる整形外科医院	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月 1 日
福岡市東区香椎駅前一丁目11番 1 号 有限会社 薬師丸	福岡市東区香椎駅前一丁目11番 1 号 ドレミ薬局 香椎店	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月 1 日
福岡市東区和白丘二丁目 3 番30号 株式会社 ユリシーズ	福岡市東区舞松原一丁目 1 番 9 号 リハビリデイパーム舞松原	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月 1 日
東京都板橋区南常盤台一丁目11番 7 号 アップルケア株式会社	福岡市博多区博多駅南一丁目15番22号 アップルケア福岡	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月 1 日
福岡市東区御島崎二丁目 2 番41号 株式会社 タカラ薬局	福岡市中央区舞鶴一丁目 6 番 1 号 タカラ薬局舞鶴	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月 1 日
福岡市中央区小笹五丁目20番11号 有限会社 エー・ジー・クリエイト	福岡市中央区小笹五丁目20番11号 はなみずきケアステーション	居宅介護支援事業者	平成26年 2月 1 日

福岡市城南区樋井川 二丁目25番27号 合同会社 シェスタ	福岡市城南区樋井川 二丁目25番27号 シェスタケアプラン センター	居宅介護支援事業者	平成26年 2月1日
春日市大和町五丁目 1番1号 株式会社 ゆうば な	福岡市東区下原一丁 目20番54-106号 ゆうばな訪問介護 ステーション	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
春日市大和町五丁目 1番1号 株式会社 ゆうば な	福岡市博多区金の限 三丁目2番7-706号 ゆうばなケアプラン サービス	居宅介護支援事業者	平成26年 3月1日
東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 日本調剤株式会社	福岡市博多区千代四 丁目30番7号 日本調剤九大前薬 局	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
福岡市博多区博多駅 前三丁目9番1号 株式会社 福岡調 剤センター	福岡市博多区竹下四 丁目6番32号 大賀薬局竹下駅前 店	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
福岡市博多区諸岡一 丁目24番25号 株式会社 想美福 社会	福岡市博多区諸岡一 丁目24番25号 ヘルパーステーション 想美	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 日本調剤株式会社	福岡市中央区天神一 丁目2番12号 日本調剤福岡中央 薬局	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 日本調剤株式会社	福岡市中央区天神一 丁目10番5号 日本調剤福岡天神 薬局	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
福岡市中央区薬院二 丁目4番15-603号 医療法人 海と空	福岡市中央区薬院二 丁目4番15-603号 はるかなれいクリ ニック	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日

福岡市中央区小笹五丁目20番11号 有限会社 エー・ジー・クリエイト	福岡市中央区小笹五丁目20番11号 街's カフェアメリカン	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
福岡市博多区東光二丁目4番8号 株式会社 シンクロファーマネット14	福岡市南区向新町二丁目17番20号 ペリカン薬局那珂川店	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
福岡市城南区茶山五丁目17番5号 進藤メディカルサポート株式会社	福岡市城南区茶山五丁目18番26号 進藤整形外科ケアプランセンター	居宅介護支援事業者	平成26年 3月1日
福岡市城南区茶山五丁目17番5号 進藤メディカルサポート株式会社	福岡市城南区茶山五丁目18番26号 進藤整形外科ヘルパーステーション	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
福岡市西区姪浜駅南二丁目7番15号 有限会社 フォレスト	福岡市早良区高取一丁目5番6号 西新ケアプランセンター	居宅介護支援事業者	平成26年 3月1日
長崎県対馬市厳原町田淵933番地 社会福祉法人 あすか福祉会	福岡市西区内浜二丁目1528番地1 ショートスティディグニティ内浜	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月1日
長崎県対馬市厳原町田淵933番地 社会福祉法人 あすか福祉会	福岡市西区内浜二丁目1528番地1 特別養護老人ホームディグニティ内浜	施設介護事業者	平成26年 3月1日
福岡市東区雁の巣一丁目12番10号 有限会社 竹松	福岡市東区志賀島1735番地153 グループホーム楽園	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 3月12日

福岡市告示第130号

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例による場合を含む。以下同じ。）による指定介護機関から事業所の所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の 2 第 2 号の規定により次のように告示する。

平成26年 4 月 3 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

事業所の名称		事業所の所在地	施設又は事業の種類	変 更 年月日
スターフィールドケア プランセンター	変更前	福岡市早良区小田部 一丁目10番 9 号	居宅介護支援事業者	平成25年 12月11日
	変更後	福岡市早良区原四丁 目21番 8 号		
スターヘルパーステーション	変更前	福岡市早良区小田部 一丁目10番 9 号	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成25年 12月11日
	変更後	福岡市早良区原四丁 目21番 8 号		
スター福祉用具センター	変更前	福岡市早良区小田部 一丁目10番 9 号	居宅介護事業者 特定福祉用具販売事業者 介護予防事業者 特定介護予防福祉用具 販売事業者	平成25年 12月11日
	変更後	福岡市早良区原四丁 目21番 8 号		
はなみずきヘルパー ステーション	変更前	福岡市中央区桜坂一 丁目 6 番 9 号	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 1 月26日
	変更後	福岡市中央区小笹五 丁目20番11号		

アシスト訪問看護ステーション	変更前	福岡市南区井尻一丁目17番1-201号	居宅介護事業者 介護予防事業者	平成26年 2月14日
	変更後	福岡市南区井尻一丁目17番1号		

福岡市告示第131号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所において本告示の日から公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 3 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市計画の種類及び名称並びに変更の内容

福岡都市計画都市高速鉄道5号西日本鉄道天神大牟田線の変更

2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

公 告

福岡市公告第126号

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のように公告する。

平成26年 4 月 3 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請のあった年月日

平成26年 3 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福岡・東アジア交流協会

(2) 代表者の氏名

古賀 友行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区渡辺通五丁目2番25号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、東アジア諸国の行政機関や民間企業などのパートナーシップを結び、東アジア諸国が抱える環境問題、食料問題、エネルギー問題や産業の活性化を図るための文化・伝統の交流及び広報活動等を行うとともに、国際社会における九州の存立の為に、我が国の新しい時代を拓けるように党派や政治的理念を超えて公共政策問題を考える集団、「九州自立を考える会」とパートナーシップを締結し将来の道州制も視野に入れ、現在の国と地方の役割分担のあり方を見直す地方主権の推進や九州の成長戦略づくり等に関する研究を進め、九州の公益に貢献することを目的とする。

(変更後)

この法人は、東アジア（東アジアと地理的・歴史的に密接な関係を有する周辺地域を含む。以下同じ。）諸国の行政機関や民間企業などのパートナーシップを結び、東アジア諸国が抱える環境、食料、エネルギー、交通、防災等に関する問題の解決や産業の活性化を図るための文化・伝統、経済、人・物等の交流及び広報活動等を行うとともに、国際社会における九州の存立の為に、我が国の新しい時代を拓けるように党派や政治的理念を超えて公共政策問題を考える集団、「九州自立を考える会」とパートナーシップを締結し将来の道州制も視野に入れ、現在の国と地方の役割分担のあり方を見直す地方主権の推進や九州の成長戦略づくり等に関する研究を進め、九州の公益に貢献することを目的とする。

福岡市公告第127号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

福岡市総合図書館電力供給

(2) 数量

年間予定使用電力量 約2,193,000kWh

2 入札日時

平成26年5月15日午前11時（ただし、郵送による場合は、同月14日午前11時までに必

着とする。)

3 詳細は、入札説明書による。

4 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

福岡市早良区百道浜三丁目7番1号

福岡市総合図書館運営課

電話 092-852-0619

(2) 期間

本公告の日から平成26年4月15日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 時間

午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

Power supply to Fukuoka City Public Library

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

2,193,000kWh of estimated annual electricity usage

2. Date & Time of tender

11:00 a.m., May 15, 2014

(Tender by post to arrive by 11:00 a.m., May 14, 2014)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Operational Management Section, Fukuoka City Public Library

3-7-1, Momochihama, Sawara-ku, Fukuoka City

Tel: (092) 852-0619

(2) Period

From the date of this notice to April 15, 2014, excluding weekend(s) and holiday(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市公告第128号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するの

で、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 入札に付する事項
第2 給食センター整備運営事業
- 2 入札日時
平成26年7月15日午前10時
- 3 詳細は、入札説明書による。
- 4 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 配布方法

福岡市ホームページにより配布する。

URL <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/dai2C.html>

(2) 期間

本公告の日から平成26年5月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

【英文の要約】

S U M M A R Y

- 1 Contract(s) up for tender
PFI-based contract of design, construction, operation and maintenance of the 2nd School Lunch Center of Fukuoka City
- 2 Date & Time of tender
10:00 a.m., July 15, 2014
- 3 For details, refer to the Tender Explanation Form.
- 4 The Tender Explanation Forms are available as follows:
 - (1) Obtaining method
Online: Fukuoka City Web Site
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/dai2C.html>
 - (2) Period
From the date of this notice to May 27, 2014, excluding weekend(s) and holiday(s)
 - (3) Time
From 6 a.m. to 10 p.m.

福岡市公告第129号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出及び添付書類をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)D1プロジェクト
福岡市中央区大名一丁目248番ほか2筆
- (2) 大規模小売店舗を新設する者
三井不動産株式会社
代表取締役 菰田 正信
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- (3) 小売業を行う者
未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,509㎡
- (6) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 41台
 - イ 駐輪場の収容台数 127台
 - ウ 荷さばき施設の面積 23.1㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 26.05㎡
- (7) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後11時15分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1か所

エ 荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成26年3月7日

3 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局産業振興部政策調整課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

福岡市公告第130号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 集合定期検査

(1) 集合定期検査を行う区域

博多区

(2) 対象となる特定計量器

計量法第19条第1項に規定する特定計量器。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。

(3) 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
5月8日		千代小学校
5月9日		千代中学校
5月12日		堅粕小学校
5月13日		旧冷泉小学校
5月14日		博多小学校
5月15日		
5月16日		吉塚小学校
5月20日		東光小学校

5 月 21 日	午前10時30分から午後 3 時まで	東住吉小学校
5 月 23 日		春住小学校
5 月 27 日		住吉小学校
5 月 28 日		板付公民館
5 月 29 日		中央卸売市場 青果市場
5 月 30 日		
6 月 3 日		板付北小学校
6 月 5 日		那珂南小学校
6 月 6 日		席田小学校
6 月 9 日		東月隈小学校

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検 査 期 日	検査時間	検 査 場 所
平成26年 5 月 8 日から平成27年 3 月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年 1 月 3 日までを除く。	午前10時から 午後 4 時まで	福岡市計量検査所

2 所在場所定期検査

(1) 所在場所定期検査を行う区域

博多区、中央区及び南区

(2) 対象となる特定計量器

特定計量器検定検査規則第39条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器

(3) 実施の期日

平成26年 5 月 8 日から平成27年 3 月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年 1 月 3 日までを除く。

(4) 実施の場所

対象となる特定計量器の所在の場所

3 集合定期検査及び所在場所定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 福岡県計量協会

福岡市公告第131号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 都市計画の種類及び名称並びに変更の内容
福岡都市計画自動車ターミナル1号堅粕第一トラックターミナル及び3号須崎第二トラックターミナルの廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 1号堅粕第一トラックターミナル
福岡市博多区東光二丁目の一部
 - (2) 3号須崎第二トラックターミナル
福岡市中央区那の津三丁目の一部
- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 4 都市計画の変更案の縦覧期間
本公告の日から2週間

福岡市公告第132号

地区計画等の案を作成するので、福岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、次のように公告する。

なお、都市計画法第16条第2項に規定する者は、当該地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 地区計画等の種類、名称、位置及び区域
 - (1) 地区計画等の種類
地区計画
 - (2) 地区計画等の名称、位置及び区域

名 称	位置及び区域
アイランドシティセンター北地区地区計画	福岡市東区香椎照葉六丁目の一部

2 地区計画等の原案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

3 地区計画等の原案の縦覧期間

本公告の日の翌日から平成26年4月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

市 水 交

福 岡 市**福岡市水道局公告第2号****福岡市交通局**

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡市契約事務規則の特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第1条に規定する特定調達契約等、福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程（以下「水道局特例規程」という。）第1条に規定する特定調達契約等及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程（以下「交通局特例規程」という。）第1条に規定する特定調達契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、特例規則第2条、水道局特例規程第2条及び交通局特例規程第2条の規定により次のように公告する。

平成26年4月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎
福岡市水道事業管理者 井 上 隆 治
福岡市交通事業管理者 阿 部 亨

第1 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 市町村税を滞納していない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- (5) 工事請負契約にあっては建設業法第3条の規定による建設業の許可及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）の通知を受けている者であること（本市との取引を支店等の代理人が行う場合は、当該支店等が当該許可を受けていること）、その他の契約にあっては営業に関し法律上必要とする資

格を有している者であること。

- (6) 福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）別表第3に該当する者でないこと。

第2 入札参加資格の認定

第3に定める申請区分業種ごとに入札参加資格を認定する。

第3 申請区分業種

1 工事及び製造の請負契約

(1) 工事請負契約

一般土木、P・C、体育施設、港湾土木、建築、大工、左官、交通安全施設、法面、グラウト、解体、フェンス、その他のとび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、板金、ガラス、塗装、防水、畳、襖、内装・インテリア、黒板、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、木製建具、金属製建具、その他の建具、消防施設、機械、体育遊戯施設

(2) 製造請負契約

船舶造船、鉄道車両

2 委託契約

土木設計、建築設計、構造計算、建築積算、建築物等点検、設備設計、設備積算、測量、地質調査、看板・標識、樹木の保育管理、花の保育管理、建築物清掃、その他清掃、警備、消毒、防蟻、補償コンサルタント、運送、催事・展示等の企画設営等、情報処理、広告宣伝

3 物品の購入及びリース契約

鋼材、木材、骨材、道路材、コンクリート二次製品、建材、給排水資材、鉄道資材、石油、ガス・雑燃料、一般用機械器具、産業用機械器具、厨房用機械器具、光学用機械器具、ミシン・編機、時計、事務用機器、特殊事務用機器、文房具、スチール製品、印判、用紙類、黒板、教材、運動用品、自動車販売、自動車修理、自動車用品、船用品、航空機用品、消防用品、消防自動車、保安用品、弱電気製品、電気設備機器、OA機械器具、木工製作、家具・インテリア、医療用機械器具、レントゲン機械器具、理化学機械器具、度量衡機械器具、医薬・衛生材料、工業用薬品、被服、染色、ゴム・皮革製品、ビニール製品、寝具、楽器、記念・宣伝用品、肥料・種苗、農薬、農業用機器、一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷、軽印刷、青写真焼付、日用雑貨、標識・鑑札、模型

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の認定の日から平成28年7月31日までとする。ただし、その者が平成28年7月31日以前に公告がなされる入札であって当該入札が平成28年8月1日以降となるものに参加を希望する場合は、入札参加資格の認定の日から当該入札の日までとする。

第5 申請の方法

1 申請の書類

申請は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に平成25・26・27年度福岡市、水道局、交通局競争入札参加資格審査申請要領（以下「申請要領」という。）に定める書類を添えて行うこと。

2 申請の受付

(1) 受付期間 本公告の日から平成28年7月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

ア 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市財政局財政部契約監理課

イ 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 福岡市水道局総務部契約課

ウ 福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市交通局総務部経理課

3 申請の書類の記載に使用する言語

申請の書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 その他

詳細は、申請要領による。

第6 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果については、申請者に通知する。

第7 その他

1 競争入札参加資格審査申請をした者が、申請書に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったこと又は措置要領別表第3に該当する者であることが判明した場合は、認定を行わないことがある。

2 入札参加資格の認定を受けた者が、申請書に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったこと又は措置要領別表第3に該当する者であることが判明した場合その他不正の手段により入札参加資格の認定を受けたと認められる場合は、認定を取り消すことがある。

3 競争入札参加資格審査申請の申請事項に変更があったときは、速やかに書面での旨を届け出なければならない。

西 区

福岡市西区告示第2号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、福岡市西区愛宕三丁目15番6-302号河野一幸ほか21人の住民票を職権で削除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市西区役所市民部市民課において縦覧に供する。

平成26年4月3日

福岡市西区長 進 藤 正 孝